

建設副産物適正処理推進に関する設計積算要領

(平成 15 年 5 月 20 日都市整備局長決裁)

目次

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 2 章 発注工事の設計及び積算(第 3 条～第 14 条)

第 3 章 雑則(第 15 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この要領は、仙台市発注工事における建設副産物適正処理推進要綱(平成 15 年 5 月 20 日市長決裁。以下「要綱」という。)第 33 条の規定に基づき、要綱の適正な実施を図るため、発注工事に係る設計及び積算に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領における用語の定義は、要綱に定めるところによる。

第 2 章 発注工事の設計及び積算

(工法の指定)

第 3 条 設計担当者は、発注工事の設計において、当該発注工事の目的、地盤条件、周辺環境、工期及び経済性等のほか、当該発注工事に伴い発生する建設副産物の量、種類、再利用方法及び処分方法等を考慮し、適切な工法を指定することにより、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再使用、再生利用、再資源化等及び適正処理等の促進を図るものとする。

(建設副産物の発生の抑制に配慮した設計)

第 4 条 設計担当者は、発注工事の建設副産物対策について、現場内利用の促進及び適正な工法の選択等により、当該工事現場からの搬出量の抑制に努めた設計としなければならない。

(建設副産物の分別解体等に配慮した設計)

第 5 条 設計担当者は、発注工事の設計にあたって、ライフサイクルを考慮し、分別解体等が容易な環境づくりに配慮しなければならない。

(再生資材の指定)

第 6 条 設計担当者は、建設副産物の発生の抑制及び再生資材の利用を図るため、次の各号のいずれかに該当する場合、発注工事の設計において、当該各号の定める再生資材を当該発注工事に利用すべき建設資材として指定するものとする。ただし、当該工事発注の施工又は完成後の建築物等の機能に支

障が生じると認められる場合、その他再生資材を指定することが適当でない場合はこの限りでない。

- (1) 当該発注工事に伴い、要綱別表第 1 の左欄に掲げる建設発生土で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合建設発生土」という。)が発生する場合 当該建設発生土
- (2) 当該発注工事に伴い、要綱別表第 1 の左欄に掲げる建設発生土で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えていないものが発生する場合 土質改良又は適切な施工管理による当該建設発生土
- (3) 他の発注工事において適合建設発生土を搬出する場合 当該適合建設発生土
- (4) 当該発注工事の施工場所(以下「工事現場」という。)からの距離が 50km 以内の範囲で施工される他の建設工事(民間建設工事を含む。)において、適合建設発生土を搬出する場合 当該適合建設発生土
- (5) 工事現場からの距離が 40km 以内の範囲に存する再資源化施設において、要綱別表第 2 又は要綱別表第 3 の左欄に掲げる再生骨材等で、それぞれの表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合再生骨材等」という。)を製造している場合 当該適合再生骨材等
- (6) 当該発注工事又は他の建設工事において発生するコンクリート塊を当該工事の施工箇所内で再生資材として加工したもの(以下「コンクリート破砕材」という。)を当該工事現場で道路路体盛土材、水面埋立て材及び建築構造物埋戻材等に再利用することが可能である場合 当該コンクリート破砕材
- (7) 工事現場からの距離が 40km 以内及び運搬に要する時間が 1 時間 30 分以内の範囲に存する再資源化施設において、要綱別表第 3 の左欄に掲げる再生アスファルト混合物で同表の右欄に掲げる建設資材として当該発注工事に要求される品質を備えているもの(以下「適合再生加熱アスファルト混合物」という。)を製造している場合 当該適合再生加熱アスファルト混合物

(指定副産物の搬出)

第 7 条 設計担当者は、再生資源の利用の促進を図るため、発注工事の実施に伴い発生する指定副産物について、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発注工事の設計において、それぞれ当該各号に定める搬出場所を選定するものとする。なお、第 1 号から第 4 号に該当する場合には、別図 1「建設発生土の搬出フロー」も参考に搬出場所を選定すること。

- (1) 工事現場から建設発生土を搬出する場合において、当該建設発生土が他の発注工事に要求される品質を備えている場合 当該他の発注工事のうちのいずれかの工事の施工場所
- (2) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合において、当該建設発生土が工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内で施工される他の建設工事(民間建設工事を含む。)に要求される品質を備えている場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工事の施工箇所
- (3) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合において、工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内にある建設発生土再生プラントの受入が可能な場合 当該建設発生土再生プラント
- (4) 前号の規定によることができず、工事現場から建設発生土を搬出する場合 残土受入地(残土処分)
- (5) 工事現場からコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊が発生する場合 再資源化施設

- (6) 工事現場からコンクリート破砕材を搬出する場合において、有価物として当該コンクリート破砕材を利用することができる他の建設工事が存する場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工事の施工場所
 - (7) 工事現場から建設発生木材を搬出する場合において、工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内に受け入れが可能な再資源化施設が存する場合 当該再資源化施設
 - (8) 工事現場から建設発生木材を搬出する場合において、工事現場からの距離にかかわらず、再資源化のための運搬に要する費用と再資源化費用との合計が、縮減(焼却)のための運搬に要する費用と縮減費用との合計を下回り、かつ受け入れが可能な再資源化施設が存する場合 当該再資源化施設
- 2 前項の規定により選定された場所へ搬出できない場合は、当該発注工事の元請業者との協議によることとし、その旨を施工条件明示書に記載するものとする。
- 3 第 1 項第 7 号又は第 8 号に規定する再資源化施設が存しない場合若しくは次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合は、再資源化に代え縮減(焼却)施設を指定することができる。
- (1) 工事現場から再資源化施設まで、その運搬に用いる車両の通行する道路が整備されていないこと
 - (2) 縮減のための運搬に要する費用が再資源化のための運搬に要する費用を下回ること

(再資源化できない建設副産物の処分方法及び処分場の指定)

第 8 条 設計担当者は、発注工事の実施に伴い発生する建設副産物のうち前条の規定による選定をすることができないものについて、必要に応じ、当該発注工事の設計において、廃棄物処理法及びこれに基づく命令(以下「廃棄物処理法令」という。)の規定に従い、その処分方法及びこれを処分すべき場所を宮城県知事の作成する宮城県産業廃棄物許可業者名簿又は市長の作成する仙台市産業廃棄物許可業者名簿に登載された産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理施設のうちから指定するものとする。

(盛土材の搬入)

第 9 条 設計担当者は、再生資源の利用の促進を図るため、盛土材について次の各号のいずれかに該当する場合には、当該発注工事の設計における工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、別図 2「盛土材の利用フロー」を参考に、それぞれ当該各号に定める搬入場所を選定するものとする。

- (1) 他の発注工事から搬出される盛土材が工事現場に要求される品質を備えている場合 当該他の発注工事のうちのいずれかの工事の施工場所
- (2) 前号の規定によることができず、工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内で施工される他の建設工事から搬出される盛土材が工事現場に要求される品質を備えている場合 当該他の建設工事のうちのいずれかの工事の施工箇所
- (3) 前号の規定によることができず、工事現場からの距離が 50km 以内の範囲内にある建設発生土再生プラントからの購入が可能な場合 当該建設発生土再生プラント
- (4) 前号の規定によることができない場合 民間土取場

2 盛土材の搬入場所を選定するにあたって、前項の規定によることができない場合は、事前に都市整備局技術管理室と協議するものとする。

(その他の事項の指定)

第 10 条 前 4 条に定めるもののほか、設計担当者は、必要に応じ発注工事の設計において、当該発注

工事における建設副産物の発生の抑制、分別解体等及び再生資材の利用並びに当該発注工事に伴い発生する再生資源の利用の促進及びその他の建設副産物の適切な処分に関する事項を指定するものとする。

(積算)

第 11 条 設計担当者は、発注工事の積算において、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再生資材の利用、再生資源の利用の促進及び建設副産物の適切な処分に要する費用について、適正に計上するものとする。

(再生資材利用の積算)

第 12 条 設計担当者は、再生資材の指定に係る積算において、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 指定する再生資材の単価は、別に定める仙台市単価によるものとし、記載のない再生資材を使用する場合は、見積りによること。
- (2) 建設発生土を建設資材として指定する場合は、当該建設発生土の搬入に係る運搬距離に応じ必要とされる運搬費及びその他の相応の費用について、当該建設発生土を搬出する他の建設工事の発注者との協議により定められた費用(当該他の建設工事が他の発注工事であるときは市長の定める費用)を計上すること。
- (3) コンクリート塊を建設資材として指定する場合は、次に定めるところにより適正な費用を計上すること。
 - ア 当該工事現場内で発生したコンクリート塊を利用する場合は、通常取壊し費用に二次破碎工を加えた費用を計上すること。
 - イ 元請工事業者を異にする他の工事の施工場所で発生したコンクリート塊を再利用する場合は、有価物取扱契約書(双方の元請工事業者が契約締結するもの。)の締結を指示するものとする。
 - ウ 他の工事の施工場所内で発生したコンクリート塊を再利用する場合の二次破碎は、当該コンクリート塊が発生した工事の施工場所内で行なうものとし、二次破碎工に要する費用を計上する。
 - エ 他の工事の施工場所内で発生したコンクリート塊を再利用する場合の運搬費は、搬出先の工事の発注者との協議により定めた負担割合に応じて計上する。

(指定副産物の搬出及び盛土材の利用に係る積算)

第 13 条 設計担当者は、指定副産物の搬出に係る積算を、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 建設発生土の工事間流用を行う場合は、指定された搬出先又は搬出元の所在地(市町村の町字名まで)、数量、運搬距離について、発生する工事及び流用する工事のいずれの設計図書にも条件を明示するものとする。また、当該建設発生土の搬出に係る運搬距離に応じて必要とされる運搬費その他相応の費用について、当該建設発生土を搬入する他の建設工事の発注者との協議により定めた費用(当該他の建設工事が他の発注工事であるときは市長の定める費用)を計上することとし、施工条件は指定事項とする。なお、運搬については、原則として、工期が重複する期間内に行う。
- (2) 建設発生土再生プラントへの搬出又は当該施設からの改良土の購入を行う場合は、当該施設への搬出又は改良土を購入する旨(当該施設の所在地(市区町村名まで)、数量、運搬距離)について、設

計図書に条件を明示するものとし、費用については、当該施設での受入料金又は改良土の購入料金と当該施設までの運搬費との合計とし、最も安価となるような施設を選定する。なお、施工条件としては、当該施設の活用は指定事項とするが、施設の選定は任意事項とする。

- (3) 改良土及び盛土材の価格は、仙台市単価によるものとし、これらに明記されていない施設に対し搬出又は購入する場合は、見積りによる。
- (4) コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材の搬出場所として再資源化施設を選定する場合は、これらの指定副産物の搬出に係る運搬距離に応じて必要とされる運搬費その他相応の費用に、当該再資源化施設にこれらの指定副産物の処理を委託する際に必要とされる費用を加算して得た費用を計上することとし、最も安価となるような施設を選定すること。なお、施工条件は任意事項とする。また、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊又は建設発生木材の処分価格は、仙台市単価によるものとし、明記されていない施設へ搬出する場合は、見積りによる。
- (5) 前号に規定する指定副産物の搬出場所として再資源化施設を選定する場合において、当該再資源化施設がこれらの指定副産物を買受けする場合は、当該売却相当額を減額計上すること。
- (6) コンクリート塊の搬出場所として、再生資材として加工した当該コンクリート塊を利用することができる他の建設工事の施工場所を指定する場合は、前条第3号の規定により適正な額を計上すること。
- (7) 当初設計時に建設発生土の搬出場所を選定することができない場合は、別表の左欄に掲げる工事現場の所在の区分に応じて同表の右欄に掲げる標準運搬距離に基づき算出される運搬費用を暫定運搬費として計上すること。この場合において、請負工事業者との協議成立後における実際の運搬距離が当該建設発生土の標準運搬距離と、概ね1km以上の乖離を生じたときは、設計を変更しなければならない。
- (8) 設計の際は、処分場に建設発生土を処分することにつき必要とされる費用の額を計上することができる。

(設計変更)

第14条 設計担当者は、第3条及び第6条から第10条の規定に基づき選定した事項が、建設副産物の発生の抑制、分別解体等、再生資材の利用、再生資源の利用の促進又は建設副産物の適正な処分を行う上で不適切であると認めるとき若しくは当該指定事項により当該発注工事の施工又は完成後の建築物等の機能に支障が生じると認めるとき、当該発注工事の設計を変更するとともに、当該指定事項を取り消し又は変更するものとする。

第3章 雑則

(実施細目)

第15条 この要領に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(実施期日)

1. この要領は、平成 15 年 5 月 30 日より実施する。
(再生資源の利用の促進に関する設計積算要領の廃止)
2. 再生資源の利用の促進に関する設計積算要領(平成 7 年 9 月 5 日仙台市設計基準策定委員会決定)は廃止する。
(経過措置)
3. この要領の規定は、平成 15 年 5 月 30 日以降に請負契約を締結する発注工事について適用し、同日以前に請負契約を締結した発注工事については、なお従前の例による。

附則(平成 27 年 3 月 17 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附則(令和 3 年 3 月 29 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から実施する。

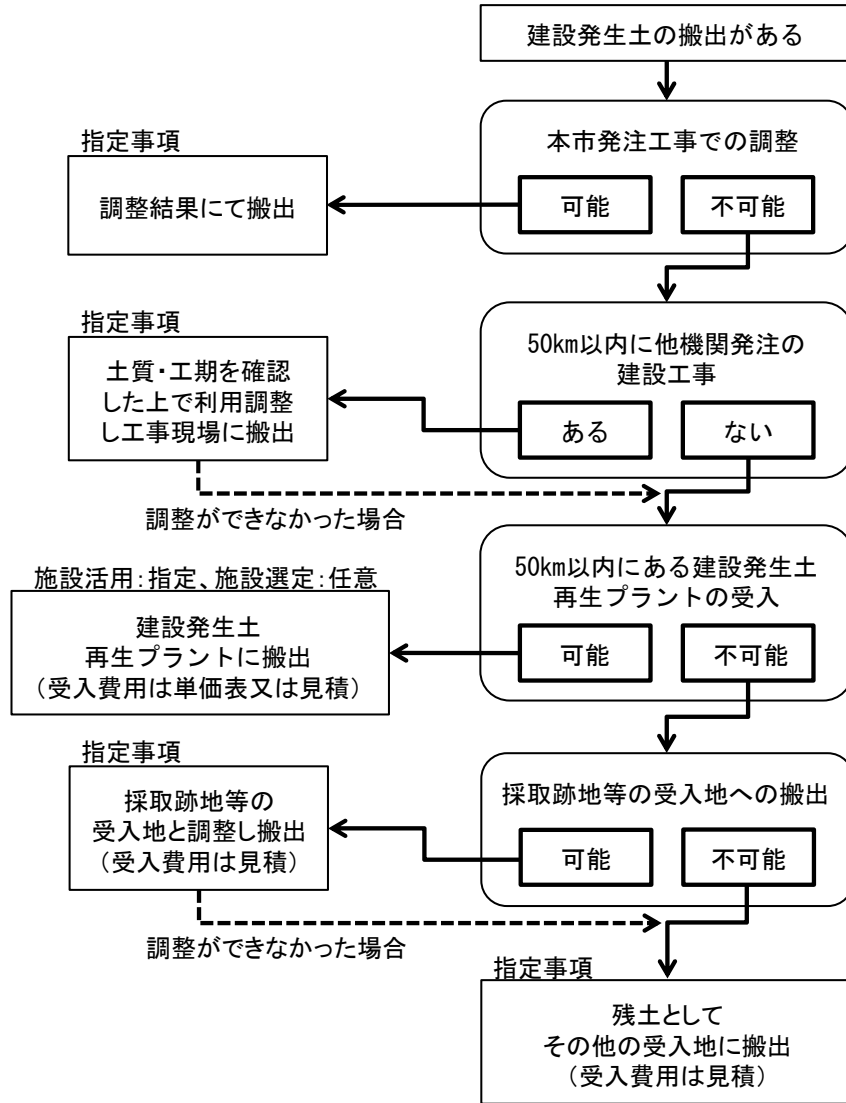
附則(令和 4 年 3 月 24 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。

別表 建設発生土の標準運搬距離(第 13 条関係)

工事現場の位置	標準運搬距離(単位 km)
東北縦貫自動車道の東側	17
東北縦貫自動車道の西側	11

別図1 建設発生土の搬出フロー(第7条関係)



採取跡地等の受入地への搬出：「碎石や砂利を採取した窪地等の跡地を復旧(埋め戻し)するために搬出」又は「廃棄物処理法で規定された最終処分場の覆土として搬出」

別図2 盛土材の利用フロー(第9条関係)

